

第3回

北海道循環資源利用促進税事業検証懇話会

議 事 録

日 時：2021年7月13日（火）午前9時30分開会
場 所：中小企業会館（プレスト1・7） B・C・D会議室

1. 開 会

○事務局（本田気候変動適応担当課長） 定刻より少し早いですが、本日出席の皆様がおそろいですので、これより始めさせていただきます。

ただいまから、第3回北海道循環資源利用促進税事業検証懇話会を開催いたします。

皆様におかれましては、大変お忙しいところを本懇話会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、事務局を担当しております気候変動対策課の本田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

◎挨拶

○事務局（本田気候変動適応担当課長） 開催に当たりまして、グリーン戦略担当局長の竹本よりご挨拶を申し上げます。

○竹本グリーン戦略担当局長 皆様、おはようございます。

道庁担当局長の竹本と申します。

委員の皆様には、お忙しい中、そして、コロナ禍にかかわらず、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日ご議論いただく循環資源利用促進税は、平成17年に税条例が制定されております。当時は廃棄物処理法の改正がありまして、産廃の排出者責任が非常に強化され、排出者責任の下での適正処理の確保について行政の施策の重要性がすごく高まっております。さらに、産廃の排出抑制や再生利用、最終処分量の減量化など、現在も変わらず循環型社会形成に向けた社会的要請が高く、この循環税による事業も大変重要な役割を担っております。

道では、これまで5年ごとに税事業の見直しを行いながら、条例の趣旨に沿って、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに関する施設整備、研究開発への補助、適正処理の推進などに取り組んでおります。

今年は、事業の見直しの年に当たりまして、昨年11月にこの懇話会を設置させていただき、本日は3回目の会合として、これまでの議論を踏まえた報告書の素案などについてご議論をいただきたいと考えております。

道としては、引き続き、産廃の排出抑制や再生利用の向上は当然ですけれども、脱炭素社会の実現や廃プラスチック対策など、社会情勢の変化に応じた課題も視野に入れながら検討を進めていかなければならないと考えておりまして、皆様から様々な意見を賜り、意見交換を重ねる中で、よりよい事業につなげていかなければならないと考えております。ぜひともお力添えをいただきますようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

◎委員紹介等

○事務局（本田気候変動適応担当課長） 本検証懇話会は、昨年度から2回にわたって開催していましたが、今年度の人事異動等により、委員の変更があり、このたび、新たに就任された委員もいらっしゃいますことから、改めて、委員の方々の紹介をさせていただきます。

本検証懇話会座長である北海道大学大学院工学研究院教授の石井一英様です。

時計回りにご紹介させていただきます。

北海道農業協同組合中央会 J A 総合支援部長の沼田光弘様です。

一般社団法人北海道食品産業協議会専務理事の多田聡史様です。

北海道中小企業団体中央会事務局長兼連携支援部長の柄目誠様です。

公益社団法人北海道産業資源循環協会道央支部副支部長の寺嶋忠雄様です。

地方独立行政法人北海道立総合研究機構産業技術環境研究本部エネルギー・環境・地質研究所循環資源部長の三津橋浩行様です。

なお、本日は、北海道経済連合会の大橋理事・事務局長、そして、北海道漁業協同組合連合会の上村環境部長の2名の委員が欠席であることをご報告いたします。

続きまして、私ども事務局についても紹介させていただきます。

環境生活部環境局グリーン戦略担当局長の竹本広幸です。

気候変動対策課課長補佐の菱沼貴志です。

循環税の見直しを担当します主査の柴山桂です。

同じく、主任の高橋優也です。

循環型社会推進課長の津島正緒です。

そして、本日、司会を務めさせていただきます適応担当課長の本田晃です。どうぞよろしく願いいたします。

◎資料確認

○事務局（本田気候変動適応担当課長） 次に、資料の確認をさせていただきます。

資料につきましては、次第の下に配付資料と書かれておりますけれども、まず、出席者名簿、配席図、開催要領があります。そして、資料1としまして、令和3年度循環資源利用促進設備整備補助事業の募集状況、資料2としまして、第2回懇話会の指摘事項への方向性等、資料3としましては、A4判横の税事業検討に関する報告書の構成案、資料4は報告書の素案の事務局イメージ、資料5は、懇話会開催スケジュール、参考資料としまして、第1回と第2回検証懇話会の開催概要と配付資料を置いております。

この参考資料につきましては、毎回、お席に置かせていただきますので、本日はお持ち帰りにならなくても結構でございます。よろしく願いいたします。

不足している資料がございましたら、事務局までお知らせください。

それでは、議事の進行を石井座長にお願いいたします。よろしく願いします。

2. 議 事

○石井座長 改めまして、石井でございます。

本日も、よろしくお願いいたします。

前回から少し時間がたっておりまして、前回の復習もしながら進めることになると思いますので、事務局の方はゆっくりと説明していただければと思います。

それから、竹本局長からもお話がありましたけれども、昨今、時代の変化がいろいろと激しく、特に事業者がいろいろ戸惑われることが多いと思います。脱炭素やカーボンニュートラル、低炭素など、炭素だけでもいろいろな言葉が飛び交っていますね。それから、サーキュラーエコノミーなのか循環経済なのか、循環型社会なのか、だんだんと混乱してきていると思います。この辺は、私からするとこれだというものがあるのですが、言葉尻を取っただけでもいろいろなことが複雑になっています。

局長の担当がグリーン戦略ということで、グリーンという言葉も非常に斬新な言葉ですし、農林水産省では、みどりの食料システム戦略ということで、「みどり」という言葉を使っていますね。イメージするところは一緒ですけども、具体的にどのようにやっていくのかということ足元からちゃんと進めていかなければいけないと思っています。2050年は明日すぐに来ませんので、2030年のときに何かがちゃんと残っているような施策といいますか、取組が大事だと思っています。

そういった点で、この税の事業は、今まで、ただ単に埋立てに関する税を取って、それを産廃事業者のいろいろな事業の機器の更新や効率化など、主にそういったところに使ってきました。しかし、それだけではなくて、この業界全体が明るくなっていくような、それから、2030年に向かって変わっていくきっかけづくりをしっかりとできるような循環税の使い方が大事だと思っていますので、今日も忌憚のないご意見をいただければと思います。

それでは、議事を始めさせていただきたいと思います。

(1)は、議題というより報告に近いと思うのですがけれども、令和3年度の循環資源利用促進設備整備費補助事業の募集状況についてです。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（菱沼課長補佐） 資料1の令和3年循環資源利用促進設備整備費補助金についてご報告させていただきます。

令和3年の申請状況ですけれども、補助予算額9.1億円に対しまして、やや予算額を下回り、申請件数が21件、総額で8.5億円の申請があります。

参考として、令和2年度実績も示させていただいております。昨年度は新型コロナウイルスがまだまだ落ちついていなかったもので、感染拡大によるものと思われるのですが、申請件数は、執行額とも例年を大きく下回る結果となっております。

例年、大体8億円程度で事業を執行しております。昨年12件、3.6億円と比較すると、今年度は、一概に件数と金額だけの比較にはならないかもしれないのですが、予算

額を例年よりも若干増やして事業を行い、例年以上に申請がある状況ですので、機運が多少持ち直していると考えております。

それから、中段より下のスケジュールですけれども、今年度につきましては、5月14日まで各事業者から事業計画書の提出を受け付けており、その後、事務局で内容を審査しております。

現状としましては、本日出席いただいております石井座長をはじめとした有識者の皆様に、事業計画書の内容を見ていただいております、意見聴取会の1回目を書面で開催している段階となっております。この後、有識者の皆様にお集まりいただきまして、2回目の意見聴取会を開催させていただき、8月中旬までに採択事業を決定する予定となっております。

説明は以上です。

○石井座長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関しまして、質問等がございましたらお願いいたします。

皆様も同じような疑問を持っているかもしれませんので、私から発言します。

令和2年度の採択率は約75%で金額が約62%です。令和元年度が約39%で金額は44%ということですので、低くはないでしょうけれども、それほど高くはない印象を持ちます。この辺りの要因については、提案が悪いのか、そぐわないのか、審査が厳しいのか、それとも、技術的によく、そのほかのいろいろな面で採択されたが、実際に事業ができなくなってしまったとか、いろいろな要因があると思うのですけれども、いかがですか。

○事務局（菱沼課長補佐） 令和元年度と令和2年度では状況が異なっておりまして、令和元年のほうは、申請自体は31件、18億円のところを、予算額が8億円でしたので、その中からセクションで絞った形になっております。それで、件数が39%、金額が44%という結果になっています。

令和2年のほうは、実際の申請自体は16件、5.7億円あったのですけれども、1件は内容がそぐわないということで対象としなかったものがありました。それ以外にも、実際に採択はしたのですけれども、事業が立ち行かないということで取り下げられた1億円規模の事業があり、結果的に選定した以上に執行率が下がってしまった状況がありました。

○石井座長 ありがとうございます。

今年度は、私と三津橋委員が審査にかかることになりますので、よろしく申し上げます。

この件はよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○石井座長 ありがとうございます。

次に、議題（2）は、第2回懇話会の指摘事項への方向性等についてです。

説明をお願いいたします。

○事務局（菱沼課長補佐） それでは、資料2について説明させていただきます。

第2回懇話会で各委員の皆様から寄せられた意見を系統立てて取りまとめさせていただいたのが資料2となります。

左の欄が番号と分類、中の欄が各委員の皆様からの意見、右の欄に指摘に対する方向性を記載させていただいております。

ナンバーの①から⑤は、主に循環税事業への新たな課題やニーズ等を取りまとめさせていただいたもので、⑥から⑨につきましては補助事業に関するものです。

それでは、①からご説明させていただきます。

こちらにつきましては、昨年まで委員に就任されておりましたJAの伊藤委員からの意見で、内容的には、近年の社会情勢を踏まえて、施設整備においても脱炭素の視点を取り入れて、温室効果ガス排出量が少ないとか、CO₂削減効果が高い施設について補助率をかき上げるなどの考慮があってもいいのではないかというものです。

この視点につきましては、道の地球温暖化対策推進計画で掲げているゼロカーボン北海道の実現に向けて、循環資源や廃棄物処理の対応としても必要不可欠であると考えておりますので、事業採択時の評価項目の視点として、脱炭素の部分に触れさせていただきたいと考えています。補助率のかき上げにつきましては、循環税の趣旨、他県の状況なども踏まえながら、今後も継続して検討させていただきたいと考えております。

それから、②は、本日欠席されております、道経連からの意見となります。人手不足等を意識して、AIやIoTなどの先進技術の推進をしていくことが必要ではないかという先進技術の導入に関する意見になります。

これにつきましては、人手不足や生産性の向上、課題等の解決に向けて、AIなどの革新的な技術をさらに活用していくことが重要であると考えております。

実のところ、現行の補助要綱でも、先進技術の導入は対象外にしているものではなく、事案があれば対象にできる状態になっております。しかし、正直なところ、当方としてAIの導入をあまり意識していなかったところもございます。

これらの問題解決に向けて、AIなどの先進技術の導入については、先行して制度を導入している県は少数ではありますが実際にございますので、今後、そういうところの対応を参考とさせていただきながら、補助事業の手引に先進技術も明記した上で活用できるようにしていきたいと考えております。

それから、事業者に対しましても、どのような技術があるのかという部分を把握していき、事例のセミナーなどがある際に、先進技術についても説明できる機会を持たせていただければと考えております。

また、事業者に対する周知ですけれども、これも前回に意見として出ていましたが、補助事業の整備による効果でどういうものがあつたのかということにされている部分もありましたので、それらも併せて説明できればと考えております。

次に、③につきましては、ほとんどの委員の皆様から寄せられているもので、業界のイメージアップや人材確保、育成のフォローアップについて必要ではないかというご意見に

なります。

人材の確保、育成は業界全体の課題だと考えております。例えば、先ほど、②の最後に説明させていただいた補助事業の効果につきましても、優良な事例を紹介することで業界のイメージアップにつながると考えております。業界のイメージアップにつながる広報やイベントなどがもしありましたら、安全・安心な労働環境の優良事例などを拾うようにしながら情報発信していきたいと考えております。また、業界のニーズを踏まえた研修セミナーの開催につきましても、人材育成やイメージアップに向けて検討していきたいと考えております。

次に、④は石井座長からのご意見です。産業廃棄物の処理業者など、事業者自体もBCP対策が必要ではないかという内容になります。

皆様はご存知かと思うのですが、本道でも、平成28年の十勝を中心とした台風の影響や胆振東部地震という大きな災害を経験しております。災害からの復興は、まず、災害廃棄物を片づけなければ、開始できませんので、災害廃棄物の対応は電気、水道などのライフラインの復旧の次に、至急対応しなければならない大きな役割を持っているものと認識しております。

災害廃棄物の処理は、基本的に市町村が担っているのですが、実際の作業については、産業廃棄物の処理業者の皆様も担っていることは事実でありまして、災害時の事業継続を意識いただくことは、必要なことと考えます。

まだ、ヒアリングはできていないのですが、道内には事業継続計画を策定している事業者があると聞いておりますので、先行事例の内容を確認させていただきながら、セミナー等でもその必要性を説明していきたいと思っております。また、計画策定への支援は今後も継続して検討させていただきたいと考えます。先行事例のご紹介、BCPの必要性など、北海道産業資源循環協会などとも相談させていただきながら対応を検討していきたいと考えております。

それから、⑤は本日欠席されている漁連の上村環境部長から、不法投棄対策は、今後も継続していく必要があるのではないかという内容のご意見をいただきました。

不法投棄等の不適正処理につきましては、件数的には減少傾向ではあるのですが、残念ながら、撲滅には至っておりません。地上から見えない箇所については、前回の会議時にご説明させていただきましたが、ヘリコプターでのスカイパトロールを上空からということで、威嚇効果があると考えております。関係団体との連携による不適正処理に対する監視や初動体制は、現状でも体制を組んでいる部分がありますので、継続して実施すべきではないかと考えております。

それから、⑥は、道経連からのご意見になります。

設備整備について、交付決定時期が遅いので、事業が間に合わず、補助事業がなかなか活用できないケースがあることから、複数年の補助金の活用を可能にして使いやすくしてほしいというご意見です。

この内容については、前回の会議で触れさせていただいておりますが、現行でも2か年事業については認めております。ただ、契約1本で翌年にまたいで実施することは、道の経理上、できない部分があるため、年度ごとに契約を明確に分けて実施いただければ2か年事業はできる形とさせていただいており、手引にもこの点を示しているのですが、この取扱を知らずに活用を諦められる事業者がいるかもしれません。

今後は、2か年にわたる事業でも、このように申請すればできますということ補助事業の手引でもう少し分かりやすくしたり、PRもさせていただいて、より使いやすい制度の運営を図っていきたいと考えております。

それから、⑦から⑨の三つは、石井座長からのご意見になります。

まず、⑦は、産業廃棄物の排出からリサイクル製品の利用先まで、いわゆる入り口から出口までの流れが確立していないことが、稼働実績が思わしくないことの一因になるのではないかというご意見です。

⑧は、ハード事業とソフト事業の組合せが大切ではないかというご意見です。前回の懇話会でご紹介させていただいた事業者アンケートでも、人材育成の確保や需要先とのマッチングといったソフト事業の要望が高い結果となっていました。これまでは、施設整備といったハード事業を中心にした産廃の減量やリサイクルの推進に重きを置いていましたが、これからは、人の確保やイメージアップを含めたソフト事業の実施が重要ではないかというご意見になります。

それから、最後の⑨番は、補助実績や施設の立地など地域に濃淡があるので、補助事業については、地域的な課題も考慮していく必要があるのではないかというご意見です。

これらの意見につきましては、幅広い関係者が廃棄物処理を通じて地域に新たな価値を見出し、自立分散型の社会を形成するという地域循環共生圏の視点を持つ必要があると考えております。地域の関係者によるネットワークづくり、横の連携ですけれども、そのようなことを話せる場をつくるか、こういう連携を生かして、ハード事業だけではなく、使い道についてもマッチングしていく場として使っていただけるセミナーなどを開催していきたいと考えております。また、地域課題への対応といたしましては、補助採択時に、どういう地域性があるのかが分かる資料の配付などを考えているところです。

資料2の説明につきましては、以上になります。

○石井座長 ありがとうございます。

指摘事項に対して、非常に丁寧に方向性等を示していただいたと思います。前回までの議論もだんだん頭によみがえってきたのではないかと思います。

どこからでも構いませんけれども、まず、質問やコメントなどがある方はいらっしゃいますか。

○三津橋委員 すみません、第2回はスケジュールが合わなくて、欠席させていただきました。

これからの話の中身になるかもしれませんが、①の脱炭素のところですが、施設

整備の補助率のCO₂排出量の削減効果が高いものという話です。リサイクルなどを進めようとする、エネルギーがかかって、CO₂の排出量が多くなります。効率という話もあるのですが、その観点から言うと、先ほど、石井座長から出ていた⑦の話と考え合わせて、トータルとしてというか、ライフサイクルとしてというか、それでCO₂の排出量が下がればなどということもご検討いただければいいと思います。

○石井座長 ありがとうございます。

おっしゃるとおりですけれども、事業者にあなたの事業の脱炭素効果を計算してくださいと言ったら、申請者は減ると思うのです。ですので、イメージは分かるのですが、ちゃんと計算しようとする、結構大変なのです。ですから、これから、脱炭素の視点のところで、勘定の仕方がある程度マニュアル化というか、この事業の場合はこれぐらいの範囲のところで、こういう計算をしていただければ、申請のときに評価しますというように少し整備してあげなければいけないと思います。ここでエネルギーを買って、これを使ってこの分は減るので、トータルとして減りますという説明は、言われれば分かるけれども、事業者がどこまでやり切るかということがあります。その視点はすごく大事だと思うので、ぜひともそういうふうにしてほしいのですけれども、そのためには、そういうものが必要ということです。

○事務局（菱沼課長補佐） 機器を導入して、エネルギー効率がいいということは、一番分かりやすいのですが、今ご意見をいただいたように、それだけではなく、リサイクルをすると、手をかけるだけエネルギーを使ってしまうので、その分、CO₂が排出されてしまうというお話になります。脱炭素をどう考えるかということには、単純ではない部分があると思います。

今だと、省エネ型はごく当たり前で、普通に機器を導入すれば省エネ型になりますので、審査の視点に加えるにあたっては、どのようにこの点を考えるべきか、課題として検討していきたいと考えております。

○石井座長 ありがとうございます。

今の①に関係すると、例えば、全国産業資源循環連合会ですが、あそこは確か、産廃に関する脱炭素の目標をつくられています。環境省が、産廃の焼却施設もできるだけ熱回収してくださいということを推奨している中で、どれぐらいの割合かは忘れちゃったけれども、産廃連合会が、産廃の焼却施設についてもそういった目標として半分くらいつけようということを立てています。

今、計算するのは難しいのですが、一方で、そういった産廃焼却施設に新たな熱回収をつける際の補助の考え方として、発電をするとか、地域のBCP対策として貢献するなどといった話もこれから出てくるという気がしました。

廃プラは、そのまま燃やすとCO₂が排出されてしまいますが、道内では容器包装のプラの材料利用のところでリサイクルなどをかなりやっていますので、そういうところでも貢献していると思うのです。

それから、今、埋立てに回っている農業用ビニールなどがありますけれども、そういったものを熱利用やマテリアル利用にできるだけ供するように工夫ができればいいと思っています。難しいことを言っているとは思うのですけれども、これから、そういったところに補助金をつけていく可能性があるところをちらっと見せることによって、明日、すぐには更新できないけれども、例えば、寺嶋委員のところの焼却炉を次に更新するときはこういうことをやってみよう、アイデアが湧くような書きぶりというか、ただ脱炭素というのではなく、道としてこういったことを期待していますというところを少し頭出ししておくことも大事ななという気がしました。

ほかにいかがでしょうか。

寺嶋委員、いかがですか。

○寺嶋委員 今、石井座長がおっしゃった熱回収の関係ですが、最近では、廃棄物を燃やして熱回収するのはリサイクルと見なさないような話がずっと出てきています。そうなってくると、リサイクルの幅が狭くなってしまいますので、その辺は検討していただきたいと思います。

例えば、焼却炉を計画する場合は、以前から熱回収のボイラーをつけたりしているのですけれども、規模によって回収率が悪いということで、少なくとも1日24時間、50トン以上の規模で建設すれば、熱回収の効率として、採算性はまあまああるという話になります。しかし、北海道の場合は、排出量の問題もありますけれども、100トン以上の焼却炉の建設はあまりないので、そういうものはなかなかつけにくいことになります。ですので、規模としては、どうしても小さくなってしまおうという懸念があると思います。

私は、M&Aの関係とか最終処分場の建設関係を協会で行っているのですけれども、最近の傾向として、人手不足、それから、中間処理施設を手放すということがあります。これは、最終処分場の金額が非常に上がってきていることや最終処分場の事業者自体が取引先を大体決めてしまう傾向があって、この事業者は入れるけれども、ここは入れないとか、量が限定されるなどの問題が、いろいろと出てきております。そういうことから、今後、事業継承の問題で、人手不足もそうですけれども、M&Aの関係がこれから発生してくるだろうと思います。

今、私は2件ほど関わっているのですけれども、なかなか難しいところがあります。成約にならないければお金を出せないところがあるのですが、その辺のところへの道筋も今後検討していかなければならないと思いますので、一つの検討材料としてお願いしたいと思っています。

○石井座長 ありがとうございます。

今のM&Aの話をもうちょっとお聞きしたいのですけれども、M&Aとは、ちょっと倒れかかったところに大きな会社や周りの会社が助けに入る、あるいは、合併に入るということですが、そのときに、新たな施設整備も伴いながら進めていくイメージもあるのですか。

○寺嶋委員　そうです。これまで行っている事業をそのまま継承することは、新たな経営者にはなかなか難しいと思います。人の問題や設備の問題もあると思いますので、それを改善しながら、再度、そこにいろいろな思考を入れていくなど、新たなことをやっていかなければ次のステップに行けないと思います。既存のやり方などをそのまま継承することにはならないと思いますので、その辺は、引き受けた側の事業者の裁量の問題になると思いますけれども、それまで以上の効率も含めて会社経営者を考えていくことになると思います。

○石井座長　まず、産業廃棄物の適正処理を確保していかなければいけないということで、少し弱ってきた会社を誰かが面倒を見て、その地域の適正処理を継続していかなければいけないという点は、すごく大事なことだと思います。また、それを機会に、こういった補助金を使って効率の高いものを導入しながら継続していくということです。

私は去年も言ったと思うのですが、あり得ない効率化を望むのではなくて、望むことは大事だけれども、今あるものをキープするといいますか、今ある再生利用率や適正処理の割合が地域・地域でキープされる税の使い方が必要だと思います。

今まで、単純更新はまかりならない雰囲気若干あったのですが、更新の意味が、今言ったM&A的な事業の継続性、あるいは、その地域にほかの産業廃棄物業者がいないために、適正処理や再生利用率のキープが全体に関わるのであれば、更新もやむなしという時代が来るのではないかと考えていたのですが、今のご意見はそんなことを含んでいると思って聞いていました。

ほかにいかがでしょうか。

柄目委員、いかがでしょうか。

○柄目委員　令和2年度の予算は8億円ですか。

○事務局（菱沼課長補佐）　そうです。

○柄目委員　採択のときは、その年その年で何かポイントを決めた形で採択しているのですか。

というのは、①の脱炭素のところでCO₂削減の話が出てきているのですけれども、令和3年度は何か特にポイントを絞って採択するやり方をするのでしょうか。

○事務局（菱沼課長補佐）　採択自体は、年度によってテーマを決めておりません。リサイクルが確実に推進されるか、周辺への波及効果があるかという審査基準で、例年、この基準により効果の高いものを採択する形で選定させていただいております。

脱炭素の視点については、審査基準に環境保全上の支障がなくて優良なものという項目があるので、そこの部分で見ているようにすることがいいのではないかと考えています。

○柄目委員　それから、②の道経連が言った先進技術導入とは、補助対象ではあるけれども、あまり意識していなかったという言い方をされたのですけれども、産業廃棄物系に従事されている方々は、どちらかというとエッセンシャルワーカーと言われる方々になるのでしょうか。

○事務局（菱沼課長補佐） そうですね。エッセンシャルワーカーにも分類され得る形になります。

○柄目委員 そうであれば、逆に先端技術を導入してエッセンシャルワーカーと言われる方々の働き方や生産性の向上に寄与させていけば、業界としてもっと発展していくのではないかと思うのです。

でも、対象ではあるけれどもという言い方をしてしまうと、いつまでたってもエッセンシャルワーカーがいなければ、ごみの収集ができないという話になっていくのではないですか。それにはあまりお金をかける気はなくて、焼却炉などのほうにという話になるのですか。どうなのですか。

脱炭素の関係もあるし、何年かごとに焼却炉を変えていかなければならないこともあると思うのですけれども、収集する技術や、やり方を今までと同じようにパッカー車が走って、人が手に取って入れるというやり方を変えていくことにお金を出すのもいいような気がするのですけれども、こういう発想は方向性が全然違うのでしょうか。

○事務局（菱沼課長補佐） ②は設備の考え方なので、収集の部分ではないのですけれども、ソフト部分も見なければならぬということとは……

○柄目委員 収集するという行為自体はソフトになるのですか。

○事務局（本田気候変動適応担当課長） ②の説明のときに、あるけれどもというふうに逆説的に説明したかもしれませんが、伝えたかったのは補助対象として、AIやIoTなども進めていくということです。

今回は、そのニーズを聞かせていただきましたので、そういったことを手引の中にきちんと入れたり、先端の技術があることをセミナー等でPRしていこうという趣旨ですので、むしろ進めていこうということの説明させていただきました。

○柄目委員 分かりました。

○石井座長 今は産業廃棄物の話なので、一般廃棄物の収集をイメージされてしまうと、必ずしも線引きできないところはあるのですが、少し違うという気もします。ただ、事業系の廃棄物の中にも産廃と言われているものもありますので、そういった面ではちょっと分かり切らないところがあります。

それから、業界のイメージアップや人材育成等で考えていきますと、若い方に産業廃棄物業界で働いていただき、女性が働きやすいきれいな環境に早く整えていただいて、3Kと言われない世界をつくっていかねばいけないことも事実です。

今までは破碎機や焼却施設、分別などといったハードにどんどんお金をかけてきか、職場の環境をよくして清潔な環境で働けるようにする、ごみを扱うときに手ではなくて、できるだけ機械で扱いながら、その危険性をなくすなど、廃棄物を集めるところから再利用するまでの全ての段階で、働く方々にとってプラスになることであれば対象になるのではないか、あるいは、そういうところにこれから力を入れるという書きぶりも大事ではないかというご指摘だったと思います。

私からは、適正処理のところ、漁連の方から何回かにわたってコメントいただいています。どうしてかと考えたら、海のごみや漁網など、不法投棄か不適正か分からないけれども、たくさん問題を抱えているのではないかという感じがします。今、彼らに、ハードといってもすぐには思い浮かばないと思うのですけれども、彼らが問題としていることに応えてあげられるような調査事業なども必要ではないかと思って聞いていました。

もう一つは、②と⑦、⑧、⑨に関係するのですけれども、幸いなことに、気候変動対策課はいろいろな事業を持っていて、私も複数の事業に関係しているのですけれども、どこかでつながっているのです。

②は、例えば、循環設備に税を使って新しい機器を入れて、こんなに効率よくなりましたとか、AIやICT技術、IoT技術を入れて効率がよくなる技術が出てくるとか、本州の事例を聞いてもらうということがあります。それから、⑧は、循環資源の利用方法等を検討するセミナーの開催、またはセミナーの受講など、いろいろなセミナーがあります。しかし、私はよく言っているのですけれども、いろいろなセミナーをばらばらでやってもあまり効果はないのです。

去年の北海道バイオマスネットワーク会議のフォーラムでは、脱炭素や災害廃棄物など、気候変動対策課でやっているようなことを、全部盛り込んだフォーラム、セミナーにしてはどうか。そうすることによって、自治体の方も、自分の担当だけではなくて、大局的にいろいろな話を聞けるし、事業者もいろいろな話を聞けます。それから、脱炭素の協議会もつくりましたね。いろいろな事業を道庁で進めているので、そういった事業の連携がすごく大事だと思うのです。

ですので、セミナーなどをするときには、いろいろな事業との連携の中でやっていただけるといいと思います。会場費や講師を呼ぶお金などは安いので、そこに循環税のお金を使えるようにすると、脱炭素事業のほうにも役に立つし、バイオマスのほうにも役に立ちます。ほかにも循環型社会の部局で開催している各市町村や各振興局の担当者を集めた会議やセミナーなども効果的だと思います。そういったところに地域の産業廃棄物事業者にも参加してもらうとか、災害廃棄物に関するワークショップでは、振興局ごとに人を集めていますので、そこに行って、こういった税の説明を一緒にしてもいいと思います。あるいは、そこで、地域循環圏や地域の産業廃棄物業者の方とBCP対策など、災害廃棄物についてその振興局で考えるなど、いろいろなことで連携できるはずなのです。そういったところで連携していただいたら、おのずとよくなっていくと思って聞いていました。

それから、これはどちらかというと補助の話で、報告書には書けないのですけれども、今、事業者がいて、道庁に補助申請を行い、審査したのち、補助決定していますが、そろそろ道庁がおせっかいを焼くといえますか、道庁自体が振興局と一緒に仕掛けていく事業を始めてもいいのではないかと考えています。

例えば、⑨ですが、弱い地域特性で、どうしても地域的な課題があるという地域に対して、循環税の一部をちょっと使わせていただきながら調査事業を出してあげるとか、産廃

事業者に、こういうことをやってみませんかと実証を持ちかけるなど、待つのではなくて、攻めると言う聞こえが悪くて、最近はおせっかいと言われているのですが、そのおせっかいをすることがあってもいいと思います。

各市町村の一般廃棄物処理がだんだん厳しくなっている中で、これからは、そういうところで、民間の産業廃棄物事業者と自治体が一緒にやらなければいけない地域はたくさんあると思いますし、北海道の産廃協会もそういったところを狙っていると思うのです。ですので、そういったものが進んで、地域の中でお互いに助け合ってできるように、地域の中でおせっかいをしてもいいという気がしました。

報告書に載るか載らないかは別として、一つの意見として聞いていただければと思います。

他はよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○石井座長 それでは、後で戻っても構いませんので、次に進みます。

本懇話会の肝となる議題（３）と（４）を一緒に進めさせていただきます。

それでは、議題（３）の税事業検討に関する報告書の構成案についてと（４）の報告書の素案について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（菱沼課長補佐） それでは、議題（３）と（４）になりますけれども、二つの資料をご説明させていただきます。

まず、議題（３）は、資料３になります。

今回は、税事業検討に関する報告書の構成案を見直しているのですけれども、それについて取りまとめさせていただいております。

左側が平成２８年度、前回の見直し時の構成内容になります。右側は今回の構成案です。今回の検討報告書につきましては、最近、循環税を導入して、税制度の見直しを行っている他県の報告書などの構成も分析して、見直しております。基本的に、起承転結の流れになるように取りまとめさせていただいております。

主な修正箇所としては、まず、２の循環税の現状の部分ですが、これまで記載のなかった循環税における役割や課税の仕組みなどについて言及しております。

それから、５の循環税をめぐる課題・対応方向の部分については、SDGsやパリ協定など、世界の潮流を受けての記載項目、それから、先ほどお話のあった脱炭素の視点など、各委員からのご意見も反映させていただいて、課題と方向性を取りまとめさせていただいております。

具体的な構成につきましては、資料４で素案を説明させていただきたいと思います。

この事務局イメージの素案は、資料３の構成案を文章化したものになります。

まず、概要について説明させていただきます。

１ページ目の循環資源利用促進税に関する検討に当たってについてです。税条例の導入の経緯や見直しにつきましては、５年をめぐりに、これまでも検証・検討を行っております。

前回の検討の平成28年度では、引き続き、税事業の効果や課題等について5年後に検証するとなっております。今回、懇話会を設置し、循環税に対する措置の検討をしており、これを記載させていただいております。また、導入経過についても、先ほども説明させていただきましており、記載させていただいております。

続きまして、2ページ目は、循環税の現状についてということで、循環税の役割や課税の仕組みについて、分かりやすいように図や表で示させていただいております。

続きまして、3ページ目は税収等の推移についてですが、下段のグラフにつきましては、これまで同様に整理させていただいております。

次に、4ページ目ですけれども、図4につきましては年度が入っておりませんが、令和3年度の基金の額と税の運用に係る予算措置の状況を記載しております。前回、ご意見いただきましたが、税制度の必要性などを少しでも理解いただきたいと思ひまして、改良を図っているところです。

次に、5ページ目は、循環税導入後の産業廃棄物に関する状況につきましては、税の導入前の平成14年度と税導入後の平成19年度以降における産業廃棄物の排出量や再生利用率、最終処分場の推移をグラフで示させていただいております。これらの数字の推移のといたしましては、排出量と最終処分量については減少傾向、再生利用率については増加傾向にあることが示されております。

次に、7ページ目になります。

下段の計画目標の達成状況のところは、循環型社会形成推進基本計画に定める数値目標の達成状況について記載させていただいております。再生利用率は、目標を達成する57%となっている一方で、排出量、最終処分量は未達成となっております、より一層の削減に取り組む必要があることを記載させていただいております。

続きまして、8ページになります。

循環税事業の実績及び事業効果についてです。

前回の検討以降、5年間の税事業の執行状況について取りまとめさせていただいております。

表3のとおり、循環資源利用促進施設設備整備費補助金から始まりまして、北海道立総合研究機構における循環資源利用促進重点課題研究開発事業までの全7事業、合計約39億円を活用させていただいている状況となっております。各事業の個別の事業概要につきましては、本当に簡単ですが、8ページから9ページに記載させていただいております。

めくっていただきまして、10ページ目につきましては、施設整備の補助事業の効果として、各種数値などについて記載させていただいております。補助金を活用した事業者に対して5年間の提出を義務づけている事業経過報告書がありまして、その報告内容を取りまとめさせていただいております。これは、平成27年度から令和元年度における施設整備を行った事業者の令和2年度の実績の数字になっています。排出抑制量、減量化量、再生利用量の合計は、全部で52万トンで、これだけの削減やリサイクルが図られておりま

す。

下段には、排出事業者等の意識調査結果について記載させていただいております。送付件数が約2,000件に対して、回収率が32%で、アンケート調査の概要につきましては、前回の会議で説明させていただいております。

それから、最下段のイ、循環税を活用した事業内容の周知状況ですが、平成27年度に実施した前回のアンケート調査と比べて、循環事業税を「知らない」と回答した人は11%と増加しております。

それから、11ページのウ、循環税導入によるインセンティブ効果につきましては、増加となっております。この辺は、前回も説明させていただいた循環税についてのアンケート結果を記載させていただいております。

次に、飛びまして13ページ目になります。

循環税をめぐる課題・対応方向についてですが、こちらについては、それぞれの課題を提示し、その課題に向けた対応方向を取りまとめさせていただいております。

先ほどご説明させていただきました資料2の指摘事項への方向性等の考え方を反映させて取りまとめております。

課題の見出しといたしましては、(1)環境施策をめぐる動き、(2)リサイクル等の推進、(3)先進技術の活用、(4)人材確保・育成、(5)不法投棄、(6)循環税制度の周知の6項目で取りまとめさせていただいております。

それでは、13ページの(1)環境政策をめぐる動きから説明させていただきますが、これは資料2の①の脱炭素の視点を盛り込んだ内容としております。

昨今の国際情勢を受けて、気候変動の影響への対処や脱炭素社会の実現に向けた課題に対して、循環税を活用して温室効果ガスの排出量の削減効果が高い施設整備の促進や地域の特性に応じた高度な循環システムの構築についても考えていく必要があるのではないかと、それから、今後施行されるプラスチック新法への対応については、どのような施行になるのかを注視しながら、連動して考えていく必要があるのではないかと、内容を取りまとめさせていただいております。

それから、下段の(2)リサイクル等の推進についてですけれども、これは、資料2の⑦から⑨、ソフト事業の必要性や地域課題の視点を盛り込んだ内容とさせていただいております。

循環計画で定める排出量や最終処分量の目標値が、現状、未達成であるということで、より一層の削減の取組が必要な状況ではございますが、全道的、地域的な循環資源の需給バランスの状況を踏まえたリサイクル設備等の整備促進や自立・分散型の地域循環共生圏の視点を持った取組が必要ではないかということをも明記させていただいております。

また、先ほどの資料2の④のBCP事業継続計画につきましても、ここで言う懇談会やセミナーの中で必要性を説明させていただければと想定しております。

次のページの(3)先進技術の活用になりますが、これは、資料2の②のAI、IoT

などの先進技術の導入に関する視点を盛り込んだ内容とさせていただきます。

産業廃棄物や資源循環の分野における課題や人手不足による課題の解決に向けて、AIやIoT等の先進技術の導入についても活用できる旨を周知させていただきます。また、先ほどもご説明させていただきましたが、どのような機器があって、こんな事例があるということを紹介させていただく形で取りまとめさせていただきます。どのような技術があるのかについては、我々で調査をさせていただいた上で、活用に向けて周知を図っていきたくと考えているところでございます。

それから、(4)の人材確保・育成についての部分は、資料2の③の業界のイメージアップ、人材育成に関する視点を盛り込んだ内容とさせていただきます。

産廃業界自体には、依然として3Kというイメージがある状況のため、これからはPRも必要ではないかということで、先ほどもご意見があったところです。それから、労働人口の減少が問題となる中で、人材の確保、育成は非常に重要というご意見も出ておりました。

業界全体としての振興に係る広報や地球環境保全に貢献している企業の事例などについては、補助事業でこういうふうに取り組んでいますというご紹介も兼ねたPRも考えているのですが、業界の社会的イメージ向上に向けた人材育成のセミナーなどの開催が必要と考えておまして、その内容を記載させていただきます。

15ページに参ります。

(5)不法投棄についてということで、これは、資料2の⑤の関係になります。

不法投棄につきましては、減少傾向にあるものの、いまだ撲滅には至っていない状況で、長期化した場合は原状回復が進まない傾向にあります。現状で関係機関による協働監視体制の構築を進めておりますが、そのほかに、初動体制整備の強化やドローンなど、新たな技術を活用した監視活動の取組が一層必要になっていくものと考えます。地道な取組ではございますが、先ほど説明した威嚇による効果もありますので、継続する必要があると考えております。

最後は、(6)の循環税制度の周知になります。

アンケート調査で、税制度の認知度が低いという結果が出ておりますので、各種PRや循環税制度の周知を図っていくこと、それから、優良な税事業の活用事例のPRについては、前回からの課題になっており、そちらについても進めさせていただきたいということで取りまとめております。

以上を踏まえて、16ページにま全体をまとめさせていただきます。

税事業は、排出抑制やリサイクルの推進に一定の効果があったものと認識しておりますが、現状として、循環計画における各種目標はまだ達成されていない部分があるということで、引き続きリサイクルの促進に取り組む必要があると考えております。今後も、税制度として現行制度を継続するべきと考えております。

また、循環税事業の実施により、各委員の皆様からいただいた脱炭素に向けた施設整備

や地域特性に応じた循環システムの構築、先進技術の活用、イメージの向上、人材確保や育成などについて、排出事業者なり廃棄物処理業者が抱えている課題の解決が図られるように、循環税事業を積極的に推進していく必要があるということでまとめさせていただいております。

それと併せて、前回の報告書と同じように、循環税につきましては、今後も検証が必要ということで、5年をめどに事業の検討を行い、その後の制度につきまして必要な措置を講ずることとするという部分を最後のまとめとして入れさせていただいております。

大まかな素案の内容につきましては、以上のとおりです。

○石井座長 ありがとうございます。

先ほどの資料2の内容と第1回、第2回のアンケート結果などを踏まえた報告書になっています。

今日はどれぐらいの意見をいただくとか、言わなければいけないというところがあると思いますので、最初に、今後のスケジュール的なものに触れていただきながら、資料4を見ていただきたいと思います。ですので、資料について議論する前に、議事を先に進めさせていただいて、今後のスケジュール等だけを説明していただけますか。

○事務局（菱沼課長補佐） それでは、資料5に今後の開催スケジュール取りまとめさせていただいておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

5で提案させていただいていることは、本懇話会の開催は、当初は全部で5回をもって報告書を取りまとめさせていただく予定で考えておりましたが、今回は報告書の素案を前倒してお示しできましたので、懇話会の開催回数を1回削減させていただくことが可能な状況となっております。

コロナ禍でもございますので、接触機会を最小限に抑える必要もあることから、本懇話会の開催回数を、変更案のとおり全4回とさせていただき、次回の開催を10月とすることを提案させていただいております。

○石井座長 また後で確認させていただきますけれども、資料4には「事務局イメージ」と書いていますけれども、資料5の「報告書の素案検討」ということで、今日は、これに対してできるだけご意見をいただかなくてはいけないということです。今日は欠席の方もいらっしゃいますので、後からご意見を聞くとともに、皆様方におかれましても、今日の会議が終わっても、1週間か2週間ぐらいを目途にご意見をいただければと思います。そういった点で、今日は報告書に少し時間をかけて読んでいきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今、説明が終わったのですけれども、いかがでしょうか、まず、どこからでも構いませんので、これはというお気づきの点からコメントいただければと思います。

○三津橋委員 細かい点で恐縮ですが、使われている図がところどころにぼやっとしているのですが、その辺はぱっちりしたものがあるということでよろしいでしょうか。

○事務局（菱沼課長補佐） すみません、改善を図らせていただきます。

○三津橋委員 よろしくお願ひいたします。

それから、本当に細かい点で恐縮ですけれども、9ページのきの循環資源利用促進重点課題研究開発事業は、道総研がさせていただいているところですが、一番下に「長いものネットサーマルリサイクル技術」と書いてあるのですけれども、これを書くとしたら、「長いものネットのサーマルリサイクル技術」ではないかと思ひます。

それから、13ページの環境政策をめぐる動き、リサイクル等の推進のそれぞれの対応方向ですが、資源循環と循環資源という言葉をいろいろと使われているのですけれども、もうちょっと整理した方がいいと思ひます。というのは、例えば、(1)の環境政策をめぐる動きのこの対応方向の真ん中、「産学官等の連携による資源循環の利用方策等を検討するなど、循環資源や」と書いてあるのですけれども、ちょっと紛らわしいということと、もう一つは、「産学官の連携による資源循環の利用方策」となっていますが、「循環資源」の利用方策ではないかと思ひます。他にもいろいろあるので、整理された方がいいと思ひました。

それから、まとめのところの真ん中辺ですが、「脱炭素化に向けた設備整備・地域の特性に応じた循環システムの構築」という表現がされています。ここは、先ほどの話を蒸し返すようで恐縮ですが、設備整備などには、利用なり、リサイクルなり、減量を突き止めようとする、どうしてもCO₂が出るところがあるので、「脱炭素化を進めるとともに、その減量を図る」という表現にされた方がいいと思ひます。脱炭素化は当然大事ですからね。そういう感想を持ちました。

○石井座長 ありがとうございます。

文言の整理と脱炭素だけに偏らないということだと思ひます。

ほかにかがででしょうか。

私からですが、形式的なところから行きますと、まず、4ページ目ですが、先ほど事務局にも別途言ったのですけれども、右の基金残高は使った余りがすごくあるような感じで見られてしまいます。事実ですけれども、余っているわけではなく、計画的に使っていくための基金の残高ですので、余った感ではなくて、計画的に基金を残して、それが次年度の繰越し金額になることがもうちょっと分かる工夫をしていただければという気がします。

また、キャプションが「税運用の仕組み」になっていますが、これはあくまで令和3年度の税の予定ですので、名前を工夫した方がいいと思ひました。

それから、6ページ目に再生利用量・再生利用率の推移とあります。これは、このとおりですけれども、道庁の廃棄物処理計画の中にも、たしか再生利用率にふん尿を入れた場合と入れなかった場合で算出している例があったと思ひます。というのは、この循環税は、ふん尿に関してはあまりケアしてないのです。これは正しいのですけれども、一つの考察として、ふん尿以外の再生利用量がどれだけ上がったかとか、それが何%上がったかというほうが循環税の効果としてはアピールできる気がしました。

ですので、平成25年度から平成30年度の再生利用率が56%から57%というのは、

実態を知っている方はこれで十分ですけれども、ふん尿を除いた部分の上がり幅はもう少し頑張っていますので、そういったところが見やすくなると思って見ていました。

形式的なところは大体そんなところですよ。この後の13ページ目以降の課題のところについては、いろいろな意見があると思います。

アンケートに関しては、前の報告書と比べてボリュームが少なくなったのですか。それとも同じくらいですか。

○事務局（菱沼課長補佐） ボリューム的にはそれほど変わっていないと思います。今日は添付しておりませんが、参考資料として、前回と同じようにアンケート結果などを参考資料として添付させていただく予定です。

○石井座長 ありがとうございます。

回答者が排出事業者の場合と処理事業者の場合の大きく二つとその他があるのですね。非常に簡潔にまとめられているのですけれども、考察などで、排出事業者にとって大事なことや処理事業者にとって大事なことがあると思うので、もしそういった書き分けや特記すべき点があれば、しっかりと書いておいたほうがいいと思うのです。

そういった面で、意識調査について十把一絡げではなく、排出事業者から特にこういう要望があるとか、処理事業者から特にこういう要望があると書いていくと、後半の課題のところ、誰々に対するセミナーを開くとか、周知徹底がもっと必要なのは誰々かというところが明確になると思っていました。既に解析されていると思うので、報告書にするときは、シンプル・イズ・ベストでどんどん落としていくところがあるのですが、そこら辺は、もうちょっと情報を足したほうがいいと思いました。

特に、これから庁内会議で循環税の必要性が継続することを言っていくことと、今後、どういうふうに税を使っていくのかということでは、どういう人にどういうニーズがあるのかという具体的なことをしっかりとやったほうが、議会などにもいろいろと説明がしやすいと思うのです。そういう意味で、そういったところに濃淡をつけて書いていただくといいと思って聞いていました。お願いします。

ほかにはいかがでしょうか。

ここは分かりづらいとか、ここはどうでしたかという質問でも構いませんので、お願いします。

○沼田委員 6ページの再生利用量・再生利用率の推移のところですが、プラスチックはその他の中に入っているのでしょうか。

例えば、農業用のビニールハウスなど、いわゆる廃プラスチックがこの中に反映されているのかどうか、教えていただきたいと思います。

○事務局（菱沼課長補佐） その他に含まれている形になります。

○沼田委員 分かりました。

我々の感心が非常に高いのはそこです。過去に廃プラスチックをリサイクルしていた事業者がありました。それは、今から20年くらい前ですが、三笠市にある事業者があつて、

そこは、廃プラスチックを使ってゴムマットのようなものを作って、それを牛舎に敷いていたりしていたのです。物は非常によかったのですけれども、潰れてしまいました。なぜかという、売れないからです。

先ほどもちょっとあったのですけれども、リサイクル製品を作る側と実際にそれを使う側の辺りにミスマッチがあると、リサイクルがなかなかうまくいかないと思いますので、循環税の中でそういうPRをするという方法もあると思いました。

先ほど、石井座長が循環税を使って研修会などを開いたほうがいいのではないかとおっしゃっていましたが、まさにソフト事業という中で、そういったことも含めてご検討いただけると、よりよいものになると思いました。

○石井座長 今のことに関しては、リサイクル製品認定制度がありまして、それにうまく認定されるとアピールされて使われていくはずですが、三笠市の事業者はどういうふうになっていたか、情報などはありますか。

○事務局（菱沼課長補佐） 三笠市の事業者は、昔、塩ビの受入先として事業をされていることは私も存じ上げておりますが、リサイクル製品認定制度に登録されていたのか定かではありません。

今、石井座長からお話いただいたように、リサイクル製品の認定制度については、我々に事業者から申請いただいて、認定製品の登録にいたれば、道庁が見える形で、こういう製品がありますというPRをさせていただいています。それでも、先ほど石井座長から意見がありましたが、出口がきちんと定まっていなければ、幾ら処理してくださいと持ってこられても、出ていかないことには受け入れられません。そこら辺は、3Rの認定制度も含めてPRしていきたいと思いますが、どういうふうにPRしていけばいいか、ソフト事業の部分で検討していかなければならないと考えております。

○石井座長 今の話は、4ページ目の図4の一番上に循環税関係補助がありますが、その中に、リサイクル産業創出事業費補助金というものがあります。これは、マーケティング調査なども含んでいて、実際に技術開発からマーケティングをして、最後に循環税を使ってハード整備までいった事例があるのです。そういう地道なものが大事だと思います。これは、年間でそれほど多くなくて、1件か2件ぐらいがぼつぼつとあるだけで、これまでの長い歴史の中でも、A4判が2枚か3枚に収まるぐらいの事業しかされていないのです。そういった意味で、今までやってきたものの焼き直しという言い方は変ですが、そういうマッチングは大事ですので、進めていければと思います。

それから、リサイクル製品認定制度に関しても、継続的なアピールをする、ただパンフレットをつくって、道ではこうやって進めますではなくて、例えば、認定された事業者に売れていますか、問題点はないですか、必要であれば説明会をしてもいいと思います。また、ユーザーの声を聞いて製品改良などをしませんか、それにこういう事業を使ってくださいといったフォローアップなども必要ではないかと思いつつ、今、聞いていました。

○事務局（菱沼課長補佐） 4ページの図4についてですが、今、石井座長からご紹介い

ただいたりサイクル製品認定制度は普及支援の部分になります。その認定製品につきましては、例えば、エコプロダクツなどのリサイクル製品の展示会でも、我々はブースを持たせていただいてPRを図っております。売れていかないことにはリサイクルも進まないということで、なるべく見える形で製品として認知いただけるよう、いろいろ取り組んでおります。

それから、一番上の循環税関係補助に丸が三つあるのですが、一番上の丸は、先ほどからお話しさせていただいているメインどころの施設整備で、ハードの部分になります。それから、二つ目は、経済部と私どもの係がそれぞれで持っている試験研究に関する補助事業です。リサイクル技術研究開発は私どもの係で持っております、例えば、試作品を作って製品化に関する試験を行う部分に対して補助金を出す事業になっています。三つ目の丸は、経済部で、実際に販路としてどういうふうに製品を出していくかという研究です。

補足まで説明させていただきました。

○石井座長 詳細は、8ページ目と9ページ目にいろいろ書いていますので、後からご覧いただければと思います。

こういった取組は、北海道の環境白書に、例えば、道の事業の税がいかに利用されているとか、こういういい事例があるというのがコラム的に載るとか、こういうリサイクル製品がありますとか、どれぐらいアピールされているのですか。

○事務局（菱沼課長補佐） 具体的にこんな製品があるというコラム的なものは、特段設けていません。どちらかという、これだけの製品が認定製品として登録されていますという内容で、数の部分を示しています。

○石井座長 分かりました。

これも私の意見として聞いていただければと思いますが、情報戦略といいますが、アピール戦略も考えたほうが良いと思いました。

多田委員、いかがでしょうか。

○多田委員 最初に、初歩的な質問で恐縮ですがけれども、資料4のタイトルは検討会報告書となっていますね。これは、検証懇話会も含めた検討会ということでしょうか。

○石井座長 これは、懇話会の間違いではないですか。

○事務局（菱沼課長補佐） 「北海道循環資源利用促進税事業の検討に関する報告書」の誤りです。今回の懇話会の各委員からの意見も踏まえ、道が取りまとめた内容として取りまとめる報告書となります。

○多田委員 検討会の素案につきましては、基本的に第2回懇話会における意見に対する考え方などが適切に反映されているものになっているのではないかと思います。

そうした中で、最近話題になっているマイクロプラスチックへの対応についてですが、例えば、プラスチックのストローを紙製に変えるなど、民間における取組が先行している印象があります。このマイクロプラスチックに対する取組に関しましては、報告書の素案の13ページの5の(1)イの対応方向の後段に、「また、プラスチックの資源循環につ

いては」というくだりがあります。これから先の話になるかもしれませんが、このくだりの中にマイクロプラスチックへの対応が包含されていると考えてよろしいのでしょうか。

○事務局（菱沼課長補佐） マイクロプラスチックの問題については、例えば、プラスチックが投棄されて海に入って、紫外線や波でどんどん小さくなって、それが生態系などに悪影響を及ぼす内容になっていると思います。

我々が、今、検討させていただいている内容は、マイクロプラスチックまでに至る前の、産業廃棄物として排出されたものをどのように減量したり、確実にリサイクルを図っていくかという部分になりますので、その前段階ということで考えさせていただいております。

○多田委員 分かりました。

14ページの（4）人材確保・育成のところ、「企業等の先進事例の情報発信など」という記述があります。業界のイメージアップに関しましては、先ほど石井座長からもお話がありましたが、労働環境の改善や福利厚生制度の充実など、人材の確保・定着の取組に係る事例集を作成するなど、他社の参考となるような優良な事例について、積極的に周知・啓発を図っていくことが大切ではないかと思えます。

○石井座長 今の後半の件はいかがですか。

○事務局（菱沼課長補佐） 先ほど説明させていただいた内容と重複するかもしれないのですが、まずは、業務内容をして知っていただかなければいけないと思います。今、お話があった優良な事例についても、分からなければ、具体的なイメージを思い描けないと思いますので、優良な事例の周知を図っていきながら業界のイメージアップにつなげて、見える化をするなど、PRを積極的に図っていきたいと考えております。

○石井座長 今のご意見は、もう一つの言い方があると思います。これは、どちらかというと税金の使い方になるので、今のような事務局からの答えになるのです。例えば、北海道の産業廃棄物をこれからどうしましょうかという会議であれば、それに沿った考え方になっていくのです。とすると、今は税金の話だけをしているけれども、今のご意見は、次の北海道の廃棄物処理計画などにしっかりと書き込まれるべき内容だという認識があるので、そうなっていくと、税金を活用しやすくなります。

何が言いたいかというと、マイクロプラスチックは、プラスチックの対策に織り込み済みと認識しているので、いいと思います。ただ、今までは、産業廃棄物の業界の話について、福利厚生の施策にまで踏み込んだことはなかったと思うのです。どちらかというと処理や人の安全までです。しかし、今回の税金の話の中に、人の確保や業界のイメージアップのことが出てきたので、北海道の産業廃棄物の管理をどうするかといったときに、人の確保や福利厚生、働き方など全てが、これから道としてやっていかなければいけない重要な一つの柱になっていくという気がしました。

今のご意見に対するもう一つの捉え方として、税金ということになるので、まずはという答えになるのですけれども、産廃業界から見ると、それは重要な施策ということですよ。

続きまして、柄目委員、いかがでしょうか。

○柄目委員 先ほどもお話が出ていた4ページの表ですけれども、税の運用をもう少し細かく、分かりやすく、1ページを丸々使って説明できる形にしたほうがよろしいのではないのでしょうか。

基金で運用されていること自体、基金とは何という人も逆にいるのではないのでしょうか。単年度ではなくて、基金運用すれば、結構長く使えたりするので、その辺のことも誰が見ても分かるような、どこの部でどんなことをしていますということも、もう少しあってもいいと思います。

先ほど、リサイクルの技術研究は、経済部と環境生活部と言っていましたけれども、その辺をもう少し細かく書けば、経済部に関係のある人だと、経済部に行って話をすれば補助金を受けられるという形が変わっていくと思うので、その辺りをPRも兼ねて取っつきやすいようにするとよろしいという気がします。

○事務局（菱沼課長補佐） 先ほどの基金残高の見え方についてもお話がありましたので、この図自体を見直ししなければいけないと考えていたところでした。当初、事業がいろいろあるので、見やすくとの意見もありシンプルにさせていただいた経緯があるのですが、逆に中身がよく分からない部分があるということをご指摘のとおりだと思います。書き方については、せっかくのPRの機会ですので、考えさせていただきたいと思います。

○石井座長 よろしくお願いたします。

今気づきましたけれども、5ページ目から7ページ目にかけて、循環税導入前後の産廃に関する状況が集約されています。それから、8ページ目から9ページ目に循環税事業の実績及び効果ということで、その効果が書かれていて、10ページ目は、設備整備費補助事業による効果ということで、設備補助のお金の一番大きいウエートを占めるところが書かれています。

8ページ目と9ページ目に、成果例ということでいろいろ挙げて書いているのですがけれども、今までのご意見を聞いていると、先ほどの図4の説明とリンクしながら、税金はこんなにすばらしいことにちゃんと使われていますとか、これまでに総計で何件くらいの成果がありましたというように、もっとよさをアピールしてもいいのではないかと思います。この報告書の意味合いには、半分くらいはそれがあるのです。この税金は、継続すべきものであり、これからもこういうふうにも有効に使って、北海道の環境保全に寄与していくのだというアピールをもうちょっとしてもいいと思いました。

寺嶋委員、いかがでしょうか。

○寺嶋委員 税率が1トン当たり1,000円というのは、これは今後もしばらくこの金額でいくのですか。

○事務局（菱沼課長補佐） 基本的には、特に変更は考えておりません。

○寺嶋委員 分かりました。

先ほどから出ている4ページについては、私も同意見で、もうちょっと詳しくPRできるような資料にすればよろしいと思っております。

それから、優良産廃処理業者認定制度がありますが、この循環税に関しても、優良事業者が補助金を受けるときに優位に働く形に持っていけないかと思っています。道としては、優良事業者をできるだけ多く推進していると聞いているのですけれども、そういう事業者に対しての計らいがさらにできればいいと思っています。

それから、不適正処理のところは大体把握していると思うのですが、それ以前の不適正処理の部分については、積替え保管の関係や道の指導での立入調査の回数によると思いますが、産廃が山になっている事業所も調査の対象として挙げてもいいのではないかと考えております。また、データとして数値的なものを上げてもいいのではないかと考えております。

不法投棄は、ヘリコプターなどで大体の調査をされていると思いますけれども、それ以前の、積替え保管等で山になっているところを何か所か目にしております。その処理が後になってしまうと行政代執行をしなければならなくなる状況もありますので、その手前で指導していけばどうかと考えております。

○石井座長 今の優良事業者に関しては、変な言い方をすると、優良になってもそれほどメリットがないと、うわさを聞くのですけれども、今、状況としてはどんな形になっていましたか。全道にどれくらいの優良事業者がいるのですか。

○事務局（菱沼課長補佐） 以前、上川にいたのですけれども、上川の優良事業者は、たしか2事業者だったと思います。2事業者が認定を受けられていたと思うのですが、振興局によっては件数の濃淡があるので、全部の振興局が二つから三つしかないわけではないと思います。

優良事業者のメリットとしては、更新の期限が通常5年のところが7年になります。その代わりに、経営自体をはっきりさせなければいけないということで、ホームページに公表することなどを要することとなります。

それに対するメリットは、なかなか難しいのですが、例えば関東だと、逆にそういうものを持っていなければ工事に参入できないなどというところで、メリットとして使える部分があるというお話を伺ったことがございます。

あとは、先ほど、寺嶋委員のお話にありましたが、道としても、優良事業者を増やしていかなければならないということで取り組んでおります。

○寺嶋委員 先日、ある事業者に行ったら、優良事業者の資格を取ったということで喜んでいました。ただ、逆に、取ったことによって、万が一、いろいろな不具合があった場合は逆効果になってしまうところがあるので、優良事業者に手を挙げないところがあるのです。そういう面で、もっとプラスの部分皆さんにPRして、募っていけばどうかと思います。

○事務局（津島循環型社会推進課長） 優良事業者に関してですけれども、確かに、今のところのメリットは、許可の更新期限が長くなるくらいしかないと感じています。ただ、ほかの施策であれば、例えば、男女平等の所管などでは、そういう計画をつくって宣言を

したところは、入札の際にポイントが上がるという取組を建設部と環境生活部などでやっています。

私どもとしても、優良事業者の認定を受けた事業者については、公共工事の入札の際に、少しポイントを上げる交渉を建設部と進めようとしているところです。これは、しばらく時間がかかるとお思いますので、何かいい情報が出てきましたら、協会にもお伝えしていきたいとおもっております。

○石井座長 今までの議論を踏まえて、近年、災害が多くなってきていることもあり、災害廃棄物やPCBについては継続しなければいけないと考えるのですが、それがどこに入るのかとおもっています。

事業の継続性と言うのでしょうか、適正処理をこれからもずっとやっていかなければいけないということは14ページの人材確保のところにも若干書いているのですが、どこにも当てはまらない気もするので、ちょっと考えていただきたいのが一つ目です。項目をもう一つ増やしてもいい内容という気もしています。

もう一つは、13ページの一番下に地域循環共生圏がありますが、地域循環共生圏と言うと、地域のいろいろなステークホルダーの取組に産廃事業者が入っていくことを意味しています。ですので、自治体の方が仕掛けて、産廃事業者に声がかかる場合もありますし、地元の産廃事業者がこういうことをやりたいということで、自分からアイデアを持っていく場合もあります。

いろいろなパターンがあるのですけれども、地域循環共生圏を進めるというのであれば、事業者からの提案をFSという形で、先ほどのマーケティング調査ではありませんが、出口戦略も含めて、何か新しいことをする前に、地元でそういうことをすることに本当に意味があるのかということ一度立ち止まって考えてもらえればと思います。

FS調査的なソフト事業は、今までは、どちらかというところリサイクル技術の開発やマーケティング、新技術開発という視点で事業があったのですが、地域の循環共生圏をつくるという視点では、本当にソフトのソフトになります。そういった点で、例えば、自治体とセットで進出してくれたら、自治体にこういう協力を仰げることになっていますということでも構いませんし、ある産廃事業者が、こういったコンサルタントを使って一度やってみたいということでもいいと思うのです。もちろん自前で始めてもいいと思いますが、そんな形のFS的なものが、これからの事業のアイデアとして検討していくきっかけになっていけたらいいと思いつながら聞いていました。

それから、(4)の人材確保・育成については、今日の話を知ると、かなり進められると思いますが、循環税を業界のイメージアップに使うとか、北海道の産業廃棄物の適正処理の継続性とか、埋立てを減らしていくなど、脱炭素なども含めて、いろいろな面で事業者にはずっとしてもらわなければいけませんし、ずっと協力的にやっていかなければいけません。災害廃棄物も含めてやってもらわなければいけませんので、そういった業界の改善という点で、どういったやり方があるかを検討していただければと思います。そういっ

た点で循環税を積極的にどんどん使って、産業廃棄物事業者の側面支援をやっていただける仕組みになっていければと思います。

2段落目に「北海道らしい循環型社会に向けて」とありますけれども、もうちょっと上位のものから落としてもいいのではないですか。この文言は循環型計画のキーワードでしょうか、若干狭いのです。

13ページ目の(1)の環境政策をめぐる動きですが、かなり広いところから書いています。また、北海道の総合計画や環境基本計画などに書いてあるキーワードから落とし込んでいったほうが今風になります。SDGsや女性が働きやすい環境など、今回もかなり広いことを言っていますので、ここは広げた中で落とし込んだまとめにしてもらおうと、少し読みやすいと思います。

本来ならば、最初に「はじめに」というところがあって、そこにこういった報告書について広い視点から書くのですが、これは、「循環資源利用促進税に関する検討にあたって」というものが初めに書かれています。ですので、もしそういうものを書くとしたら、まとめのほうにという気がしますので、北海道の総合計画や環境基本計画から、言葉を少しづつ落としていって、この循環税の検討の位置づけや必要性を言っただけでいいと思います。

私からは以上です。

○事務局（菱沼課長補佐） 今いただいたご意見につきましては、検討させていただければと思います。

それから、まとめの1段落目の「税制を継続すべきである」という部分の言及について、今回の報告書自体がどういう位置づけかというお話ですけれども、会自体から何か結論を出すというのではなくて、意見をいただく会という位置づけになっておりますので、資料のタイトルの検討会報告書は修正させていただこうと思っています。こう記入してしまったので、誤解を与えたと思いますけれども、継続性も含めてご意見をいただいて、ここで取りまとめをするということではございません。

今回の報告書自体は、本日もそうですが、事業の内容に対して、各委員の皆様からご意見をいただいて、それを含めてこちらのほうで取りまとめたこととなりますので、そういう位置づけのものと考えていただければと思います。

○石井座長 分かりました。

我々が報告書を最後に決する団体ではなくて、あくまでも、道庁がつくる報告書に常に意見を言う立場ということになります。ですから、最後は、道庁が書き方など全てを決めるということになります。

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○石井座長 では、順序が逆になりましたけれども、改めて、資料5の懇話会開催スケジュールということで、補足説明をお願いいたします。

○事務局（菱沼課長補佐） 今、いろいろとご意見をいただいたので、内容につきましては、改善を図る見直しなど、検討させていただきたいと思います。

スケジュールにつきましては、資料5の右側の変更案のとおり、懇話会の開催を1回少ない形で内容を整えさせていただいて、次回、第4回を10月辺りに開催し、それをもって終了という変更の提案をさせていただきたいと考えております。

○石井座長 1回減ってしまったと見るのか、効率よく進めていると見るのか、いろいろあると思いますけれども、今日の段階で報告書がここまで完成していますので、こういった形は可能だと思います。

それから、今日の議題をもう一度戻って、もしご意見がありましたら事務局のほうにいただければと思います。

最後に、(6)のその他ですけれども、事務局から、あるいは委員の皆様から、何か言い残したことはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○石井座長 それでは、本日の議題については全て終わりましたので、司会進行を事務局にお返ししたいと思います。

3. 閉 会

○事務局（本田気候変動適応担当課長） 委員の皆様、長時間にわたり、ご議論、ご検討いただきまして、ありがとうございました。

本日、委員の皆様からいただいた意見等につきましては、事務局で整理し、次回の懇話会までにお示しさせていただきます。

今、石井座長からお話があったとおり、ご意見、ご質問等がございましたら、引き続き、事務局で対応させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次回の第4回、最終回の懇話会の開催につきましては、先ほどの議題(5)で説明させていただいたとおり、10月頃に開催したいと考えております。改めてご案内申し上げますので、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

これをもちまして、第3回北海道循環資源利用促進税事業検証懇話会を終了させていただきます。

本日は、ありがとうございました。

以 上